

まちを変えるアイデア、ありませんか？

平成29年度富山市公募提案型協働事業

企画提案を募集します！

提案が採用された団体には、対象経費の80%相当額、上限30万円を負担金として交付します。まちを変える、皆さんのアイデアをお待ちしております！

応募締切 平成29年**5月2日(火)** ※必着

※所定の提案書様式があります。裏面をご覧ください。

「富山市公募提案型協働事業」とは・・・？

富山市公募提案型協働事業は、市民の皆さんから提案いただいたまちづくりのアイデアを、提案者である市民団体や企業・事業所の皆さんが市と連携して実行し、地域の課題解決に取り組む事業です。

富山市公募提案型協働事業 事業説明会（前年度事業報告会併催）

4月18日(火) 18:30～

市総合社会福祉センター 3階大ホール（富山市今泉83番地1）

※事業説明会に参加ご希望の方は、電話・Eメール等であらかじめ男女参画・市民協働課までご連絡ください。

公開プレゼンテーション

5月28日(日) 13:30～

TOYAMAキラリ 2階ロビー（富山市西町5番1号）

➡ 公募提案型協働事業についての詳細は中面をチェック！

平成 29 年度 富山市公募提案型協働事業 応募から事業実施のスケジュール

4月	3日(月)	● 受付開始!	<p>今年度の募集説明に先立って、平成28年度の事業報告会を行います。応募する際の参考になるので是非お越しください!</p>
	18日(火)	●事業説明会開催	
5月	2日(火)	●応募締切	<p>一次審査を通過した団体は公開プレゼンテーションに進みます。(結果は郵送でお知らせします。)</p>
	中旬	●一次審査「書類選考」	
	28日(日)	● 公開プレゼンテーションによる審査会	
6月	中旬	● 審査結果と市の担当課を通知	 <p>協働ミーティングの様子</p>
		●実施団体と市の担当課によるミーティング	
		●協定書締結&負担金交付	
<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><u>いよいよ事業スタート!</u></p> <p>●事業の後乗り参加もOK! 事業を開始した後でも、応援参加してくれる市民団体等(NPO 法人や企業・事業所等)を募集できます!</p> </div>			
3月		●事業実施報告書提出	
4月	上旬	●事業報告会で発表	

応募の対象となる事業

- (1) 公益的・社会貢献的な事業であって、団体等が富山市と協働で取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- (4) 実施を前提とした事業で、提案団体が実施することが可能である事業(地域課題や社会的課題の解決を図る事業を検討するための調査を含む)
- (5) 先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- (6) 予算の見積もり等が適正である事業
- (7) 今後の継続性が期待できる事業



提案できる団体等

ボランティアグループ、NPO 法人、市民活動団体、自治会、町内会等で、次の要件を満たす団体です。単一の団体だけでなく、複数の団体で構成された協議体による提案も可能です。企業や事業所の皆さんは協議体に加わって参加いただけます。

- (1) 5人以上の会員で組織していること
- (2) 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)があること
- (3) 予算・決算を適正に行っていること
- (4) 1年以上の活動実績を有していること
- (5) 富山市内に主たる事務所及び活動場所を有すること



OK!

複数の団体(協議体) で応募

ボランティア団体、NPO法人、町内会など複数の団体

OK!

1つの団体での応募

ボランティア団体、NPO法人、町内会など

OK!

さらに企業・事業所の 参加もOK!

ボランティア団体、NPO法人、町内会など
+
企業・事業所

応募の対象外となる事業

- (1) 提案者及び提案者の一部の営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 施設等の建設や整備を目的とするもの
- (4) 調査等、政策立案のためのもの
- (5) 学術的な研究事業
- (6) 事業実施を伴わない調査等(「応募の対象となる事業」(4)は除きます。)
- (7) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業
- (8) 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体から当該事業に助成を受けているもの
- (9) 市がすでに実施中、又は当該年度に実施を予定しているもの
- (10) すでに2カ年にわたり、継続して採択実施された事業
- (11) 公序良俗に反するもの

事業期間

事業の実施年度は、平成 29 年度(協定の締結日～平成 30 年 3 月 31 日まで)とします。

負担金について

- (1) 1事業における負担金の額は、対象経費の80%に相当する額(上限30万円)です。
- (2) 対象経費は実施する事業に直接要する経費(交通費、保険料を含む)とし、団体等の人件費、事務所の賃貸料、光熱水費等の団体の維持運営に係る経費や懇親会費等は対象としません。
- (3) 事業完了後、市が交付済の負担金に余剰金が発生した場合、その全額を富山市へ返還していただきます。
- (4) 協定締結日前の事前準備に係る経費は対象外となります。

選考方法について

- (1) 書類審査による1次審査と、公開プレゼンテーションによる2次審査を行います。
- (2) 実施する事業を決定する2次審査は、有識者、まちづくり分野で活動する方、公募市民、市の職員などで構成する審査委員会が行います。
- (3) 公開プレゼンテーションによる2次審査会は、平成29年5月28日(日)を予定しています。
※詳細は、1次審査を通過した応募団体に別途お知らせします。



公開プレゼンテーションの様子

その他 注意事項等

- (1) 提案された企画の概要、団体等の名称は市ホームページなどで公開します。また、公開プレゼンテーション当日には、審査対象となった企画提案書の一部を、資料として来場者に配布します。
- (2) 提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。
- (3) 実施事業として決定後、市担当課と協定を締結します。その際、事業スケジュールや役割分担、事業経費等については協議の上、修正される場合があります。
- (4) 事業実施にあたっては、個人情報の取り扱いに十分注意いただくとともに、個人情報保護の遵守について、協定書に記載することとします。
- (5) 事業の経過を市HP等で広く周知するため、写真や資料の提供をお願いすることがあります。
- (6) 事業実施後に、事業実施報告書、事業収支決算書、その他関係書類を提出していただきます。また、事業報告会において事業報告をお願いします。

応募方法について

所定の企画提案書等に必要事項を記入し、直接または郵送で、富山市男女参画・市民協働課へ提出してください。企画提案書の様式は、男女参画・市民協働課、各行政サービスセンター、各地区センターにあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。

富山市市民生活部 男女参画・市民協働課 市民協働推進係(市庁舎東3階)

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2051 FAX 076-443-2176 E-mail danjo-01@city.toyama.lg.jp